

大浜体育館建替整備運営事業
入札説明書等変更対照表

平成 29 年 9 月 8 日

堺市

大浜体育館建替整備運営事業 変更対照表

入札説明書

頁	1.	1.1.	1.1.1.	(1)	a	項目名	変更前	変更後
18	3.	3.4.	3.4.6.	(2)	a	入札書類等	なお、事業提案書（副本。別冊の設計図書に関する提案書を含む。）20部及び入札書類のデータを保存した電子媒体（CD-ROM）2部を、上記（1）の入札日時・入札場所に提出すること。	なお、事業提案書（副本。別冊の設計図書に関する提案書を含む。）30部及び入札書類のデータを保存した電子媒体（DVD-R）1部を、上記（1）の入札日時・入札場所に提出すること。

要求水準書

頁	1.	1.1.	1.1.1.	(1)	a	項目名	変更前	変更後
8	1.	1.5.	1.5.3.	(1)		調査・設計・ 施工関連基準	q 建築工事設計図書作成基準 r 建築設備計画基準及び同要領 s 建築設備設計基準 t 建築設備工事設計図書作成基準 u 官庁施設の設計業務等積算基準 v 官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン w 公共建築工事積算基準及び同解説 x 公共建築工事共通費積算基準 y 公共建築工事標準単価積算基準 z 公共建築数量積算基準 aa 公共建築設備数量積算基準 bb 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編、設備工事編） cc 公共建築工事見積標準書式（建築工事編、設備工事編） dd 機械設備工事監理指針 ee 電気設備工事監理指針 ff 昇降機技術基準の解説 gg 排水再利用・雨水利用システム計画基準	q 建築工事設計図書作成基準及び参考資料 r 建築設備計画基準 s 建築設備設計基準 t 建築設備工事設計図書作成基準及び参考資料 u 官庁施設の設計業務等積算基準と業務料の算定 v 官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン w 公共建築工事積算基準 x 公共建築工事積算基準の解説 y 公共建築工事共通費積算基準 z 公共建築工事標準単価積算基準 aa 公共建築数量積算基準 bb 公共建築設備数量積算基準 cc 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編、設備工事編） dd 公共建築工事見積標準書式（建築工事編、設備工事編） ee 建築工事監理指針 ff 機械設備工事監理指針 gg 電気設備工事監理指針 hh 昇降機技術基準の解説 ii 雨水利用・排水再利用設備計画基準・同解説
9	1.	1.5.	1.5.3.	(2)		施工関連資料	a 建設工事安全施工技術指針	a 建設工事安全施工技術指針・同解説
9	1.	1.5.	1.5.3.	(3)		保全関連基準	a 建築保全業務共通仕様書	a 建築保全業務共通仕様書及び同解説
9	1.	1.5.	1.5.3.	(4)		建設リサイクル法関連資料	b 再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（土木）について c 建築工事における建設副産物管理マニュアル	b 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（土木）について

頁	1.	1.1.	1.1.1	(1)	a	項目名	変更前	変更後
9	1.	1.5.	1.5.3.	(6)		その他の各種の規準、指針等	a 建築工事標準仕様書／同解説 b 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説 c 鉄骨鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説 d 建設工事公衆災害防止対策要綱 <u>建築工事編</u> e 建設副産物適正処理推進要綱 (中略) n 構内舗装・排水設計基準	a 建築工事標準仕様書・同解説 b 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説 c 鉄骨鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説- <u>許容応力度計算と保有水平耐力</u> - d 建設工事公衆災害防止対策要綱の解説 e 建設副産物適正処理推進要綱の解説 (中略) n 構内舗装・排水設計基準及び同解説
39	3.	3.1.	3.1.5.	(3)	a	年度管理報告書	a 業務の実施状況及び収支状況について、年度ごとに <u>年度業務報告書</u> として取りまとめ、各年度の業務終了後2か月以内に市に提出すること。	a 業務の実施状況及び収支状況について、年度ごとに <u>年度管理報告書</u> として取りまとめ、各年度の業務終了後2か月以内に市に提出すること。

落札者決定基準

頁	1.	1.1.	(1)	項目名	変更前	変更後
6	4	4.3		性能点の得点化方法	性能点は、入札参加者の提案内容を、別紙に示す審査の視点から、審査項目ごとに評価・得点化した上で、付与した各得点を合計し、算出する。 ※小数点以下の数値が生じる場合は、 <u>小数点第1位以下を切り上げるものとする。</u> 評価は、A～Eの5段階による絶対評価とする。各評価ランクの判断基準及び得点化方法は、次表のとおりとする。	性能点は、入札参加者の提案内容を、別紙に示す審査の視点から、審査項目ごとに評価・得点化した上で、付与した各得点を合計し、算出する。 評価は、A～Eの5段階による絶対評価とする。各評価ランクの判断基準及び得点化方法は、次表のとおりとする。
6	4	4.4		価格点の得点化方法	※小数点以下の数値が生じる場合は、 <u>小数点第1位以下を切り上げるものとする。</u>	※小数点以下の数値が生じる場合は、 <u>小数点第2位以下を切り上げるものとする。</u>

事業契約書（案）

頁	第1条	1	(1)	項目名	変更前	変更後
3	第11条			契約保証金	(1) サービス購入費Aの <u>合計金額</u> の10%以上	(1) サービス購入費Aの10%以上
5	第14条		(6)	PFI事業者の報告義務	(6) 定款若しくは寄附行為又は登記事項に変更があったとき、その他PFI事業者において本業務の適正な実施が困難となったとき、又は本業務の適正な実施に重大な影響を及ぼすと認められる事態になったとき。	(6) 定款又は登記事項に変更があったとき、その他PFI事業者において本業務の適正な実施が困難となったとき、又は本業務の適正な実施に重大な影響を及ぼすと認められる事態になったとき。

頁	第1条	1	(1)	項目名	変更前	変更後
18				別紙10 サービス購入費の支払方法について（第87条、第88条関係） 2 (1) 建設一時金（サービス購入費A）	ウ サービス購入費Aの算定方法 サービス購入費Aは、PFI事業者提案書に記載の新体育館の出来高見込額に応じて支払う。	ウ サービス購入費Aの算定方法 サービス購入費Aは、PFI事業者提案書に記載の新体育館の出来高見込額に応じて支払う。 <u>ただし、実際の出来高が出来高見込みに達していない場合は、実際の出来高に応じて支払う。</u>
27				別紙10 サービス購入費の支払方法について（第87条、第88条関係） 4.2 (1) 物価変動に伴う改定	ウ サービス購入費B-1、サービス購入費B-2及びサービス購入費C-1の改定方法 (7) 平成33年度における改定 サービス購入費B-1、サービス購入費B-2及びサービス購入費B-3について、上記イで示した物価指数に基づき、見直すこととする。 契約締結日の属する年度の下表に示す指標と、平成32年度(平成32年4月～平成33年3月)のそれとを比較し、3%以上の変動(ただし、消費税の税率の変更による影響を除く。)が認められる場合に、サービス購入費B-1、サービス購入費B-2及びサービス購入費を、以下の算式に基づいて改定する。	ウ サービス購入費B-1、サービス購入費B-2及びサービス購入費B-3の改定方法 (7) 平成33年度における改定 サービス購入費B-1、サービス購入費B-2及びサービス購入費B-3について、上記イで示した物価指数に基づき、見直すこととする。 契約締結日の属する年度の下表に示す指標と、平成32年度(平成32年4月～平成33年3月)のそれとを比較し、3%以上の変動(ただし、消費税の税率の変更による影響を除く。)が認められる場合に、サービス購入費B-1、サービス購入費B-2及びサービス購入費 <u>B-3</u> を、以下の算式に基づいて改定する。

自主提案施設事業協定書（案）

頁	第1条	1	(1)	項目名	変更前	変更後
2	第4条			自主提案施設事業期間	第4条 自主提案施設事業期間は、設置許可を受けた日から5年間とする。 2 自主提案施設事業者は、自主提案施設事業期間中、市の承諾を得ずに、自主提案施設事業の全部又は一部を中止又は放棄してはならない。自主提案施設事業者は、自主提案施設事業期間の満了日の4か月前までに、市に対して、自主提案施設事業期間の延長及び当該時点で適用のある都市公園法、公園条例その他の規定に従って設置許可の更新を申入れることができる。市は、かかる申入れを承認した場合は、自主提案施設事業者との間で自主提案施設事業期間の延長の合意書を締結するとともに、これに対応する設置許可の更新を行うものとする。	第4条 自主提案施設事業期間は、設置許可を受けた日から5年間とする。 <u>ただし、次項に基づいて設置許可が更新された場合は、更新後の期間の終了日までとする。</u> 2 自主提案施設事業者は、自主提案施設事業期間中、市の承諾を得ずに、自主提案施設事業の全部又は一部を中止又は放棄してはならない。自主提案施設事業者は、自主提案施設事業期間の満了日の4か月前までに、市に対して、自主提案施設事業期間の延長 <u>(ただし、本件提案において提案された自主提案施設事業の事業期間を超えないものとする。)</u> 及び当該時点で適用のある都市公園法、公園条例その他の規定に従って設置許可の更新を申入れることができる。市は、かかる申入れを承認した場合は、自主提案施設事業者との間で自主提案施設事業期間の延長の合意書を締結するとともに、これに対応する設置許可の更新を行うものとする。

頁	第 1 条	1	(1)	項目名	変更前	変更後
6	第 17 条	1		本協定終了時の自主提案施設の取り扱い	第 17 条 自主提案施設事業者は、自主提案施設事業期間の満了（延長した場合は、延長期間満了）その他により本協定が終了した時は、速やかに、自主提案施設を撤去し、自主提案施設敷地を更地（土地上の建物、工作物及び地下構造物を全て撤去し、整地した状態をいう。）にして市に返還しなければならない。	第 17 条 自主提案施設事業者は、自主提案施設事業期間の満了その他により本協定が終了した時は、速やかに、自主提案施設を撤去し、自主提案施設敷地を更地（土地上の建物、工作物及び地下構造物を全て撤去し、整地した状態をいう。）にして市に返還しなければならない。
6	第 21 条	1		有効期間	第 21 条 本協定の有効期間は、締結の日から自主提案施設事業期間（合意により延長された場合は延長後の期間）の末日までとする。ただし、設置許可が理由の如何を問わず期間満了前に取り消され、又は更新されなかった場合は、本協定もこれとともに自動的に終了するものとする。	第 21 条 本協定の有効期間は、締結の日から自主提案施設事業期間の末日までとする。ただし、設置許可が理由の如何を問わず期間満了前に取り消され、又は更新されなかった場合は、本協定もこれとともに自動的に終了するものとする。

様式集（全体構成）

頁	第 1	項目名	変更前		変更後	
2	第 1	提出書類	5	業務提案書類【提出部数 正 1 部 副 <u>20</u> 部】	5	業務提案書類【提出部数 正 1 部 副 <u>30</u> 部】
2	第 1	提出書類	6	設計説明書類【提出部数 正 1 部 副 <u>20</u> 部】	6	設計説明書類【提出部数 正 1 部 副 <u>30</u> 部】
3	第 1	提出書類	7	入札価格の内訳に関する提出書類【提出部数 正 1 部 副 <u>20</u> 部】	7	入札価格の内訳に関する提出書類【提出部数 正 1 部 副 <u>30</u> 部】
3	第 1	提出書類	8	定量化審査提案書類【提出部数 正 1 部 副 <u>20</u> 部】	8	定量化審査提案書類【提出部数 正 1 部 副 <u>30</u> 部】
4	第 1	提出書類	9	設計建設図面集【提出部数 正 1 部 副 <u>20</u> 部】	9	設計建設図面集【提出部数 正 1 部 副 <u>30</u> 部】

頁	第 1	項目名	変更前	変更後
8	第 2	入札関係書類記載要領	<p>(5) 業務提案書類に関する提出要領 <u>ア</u> 様式 5-1 から様式 5-8 までを A4 ファイルに綴じ、ファイルの表紙及び背表紙に「5 業務提案書類」及び「提案者記号〇〇」と書き、正 1 部、副 20 部を提出すること。A3 版の場合は、A4 版の大きさに折り込むこと。 <u>イ</u> 「要求水準書チェックリスト (様式 5-8)」の作成において、提案書に要求水準書を満たしていることが明確に確認できる箇所がない場合、「内容」の列に「要求水準書のとおり」と記載すること。</p> <p>(6) 設計説明書に関する提出要領 <u>ア</u> 様式 6-1 から様式 6-12 までを A4 ファイルに綴じ、ファイルの表紙及び背表紙に「6 設計説明書」及び「提案者記号〇〇」と書き、正 1 部、副 20 部を提出すること。A3 版の場合は、A4 版の大きさに折り込むこと。</p> <p>(7) 入札価格の内訳に関する提出書類の提出要領 <u>ア</u> 様式 7-1 から様式 7-9 で A4 ファイルに綴じ、ファイルの表紙及び背表紙に「7 入札価格の内訳に関する提出書類」及び「提案者記号〇〇」と書き、正 1 部、副 20 部を提出すること。A3 版の場合は、A4 版の大きさに折り込むこと。 <u>イ</u> 「損益計算書 (様式 7-6)」「自主提案施設事業に関する長期収支計画表 (様式 7-9)」の電子データは、出来るだけ計算式がわかるようにして提出すること。</p> <p>(8) 定量化審査提案書類に関する提出要領 <u>ア</u> 様式 8-1 から様式 8-5-3 までを A4 ファイルに綴じ、ファイルの表紙及び背表紙に「8 定量化審査提案書類」及び「提案者記号〇〇」と書き、正 1 部、副 20 部を提出すること。</p> <p>(9) 設計建設図面集に関する提出要領 <u>ア</u> 図面は JIS の建築製図通則に従って作成すること。 <u>イ</u> 様式 9-1 から様式 9-2 までを A4 ファイルに綴じ、ファイルの表紙及び背表紙に「9 設計建設図面集」と「提案者記号〇〇」と書き、正 1 部、副 20 部を提出すること。A3 版の場合は、A4 版の大きさに折り込むこと。 <u>ウ</u> 着彩については自由とする。 <u>エ</u> 配置図、平面図については、北を図面右側になるよう、レイアウトすること。 <u>オ</u> 用紙は横使いを基本とする。</p>	<p>(5) 業務提案書類～設計建設図面集に関する提出要領 <u>ア</u> 様式 5-1 から様式 9-2 までを A4 パイプファイルに一括して綴じ、ファイルの表紙及び背表紙に「事業提案書 提案者記号〇〇」と書き、正 1 部、副 30 部を提出すること。A3 版の場合は、A4 版の大きさに折り込むこと。 <u>イ</u> 様式番号の一桁目が変わる (様式 5-8→様式 6-1 等) 場合には、中表紙を挿入し、それぞれ「5 業務提案書類」「6 設計説明書」「7 入札価格の内訳に関する提出書類」「8 定量化審査提案書類」「9 設計建設図面集」と記載すること。 <u>ウ</u> 「要求水準書チェックリスト (様式 5-8)」の作成において、提案書に要求水準書を満たしていることが明確に確認できる箇所がない場合、「内容」の列に「要求水準書のとおり」と記載すること。 <u>エ</u> 「損益計算書 (様式 7-6)」「自主提案施設事業に関する長期収支計画表 (様式 7-9)」の電子データは出来るだけ計算式がわかるようにして提出すること。 <u>オ</u> 設計建設図面は JIS の建築製図通則に従って作成し、用紙は横使いを基本とすること。 <u>カ</u> 設計建設図面の着彩については自由とする。 <u>キ</u> 配置図、平面図については、北を図面右側になるよう、レイアウトすること。</p>

様式集 (Word)

頁	様式番号	様式名	変更前					変更後								
			様式	内容	部数	応募 グループ 確認	市 確認	様式	内容	部数	応募 グループ 確認	市 確認				
	様式 4-6	入札及び提案書類 の確認書			正 1 副 20				正 1 副 30							
	様式 6-7	設備計画概要書	項目		計画概要、省エネルギー方策、その他配 慮項目等					項目		計画概要、省エネルギー方策、その他配 慮項目等				
		電気設備計画	電気設備						電気設備							
			吊物機構設備						照明設備							
			照明設備						雷保護設備							
			雷保護設備						情報通信設備							
			情報通信設備						構内電話交換設備							
			構内電話交換設備						情報表示設備							
			情報表示設備						映像・音響設備							
			映像・音響設備						テレビ共同受信設備							
			テレビ共同受信設備						誘導支援設備							
			誘導支援設備						防災設備							
			防災設備						機械警備設備							
			機械警備設備						昇降機施設							
			昇降機施設						駐車場管制設備							

様式集 (Excel)

頁	様式番号	様式名	変更前		変更後	
			新体育館 述床面積 合計 []m ²	新体育館 延床面積 合計 []m ²		
	様式 6-3	各室面積表及び仕様				
	様式 7-5	投資計画及び資金調達計画書	※1 初期投資費用・資金調達費用を提示してください。 ※2 円単位で記載してください。 ※3 その他については、可能な範囲で具体的に記載してください。 適宜記入欄を追加してください。		※1 A3 版横 1 枚で作成し、A4 サイズに折り込んでください。 ※2 初期投資費用・資金調達費用を提示してください。 ※3 円単位で記載してください。	
	様式 7-8	自主提案施設事業に係る投資計画及び資金調達計画書	※1 初期投資費用・資金調達費用を提示してください。 ※2 円単位で記載してください。 ※3 その他については、可能な範囲で具体的に記載してください。 適宜記入欄を追加してください。		※1 A3 版横 2 枚で作成し、A4 サイズに折り込んでください。 ※2 初期投資費用・資金調達費用を提示してください。 ※3 円単位で記載してください。	